

## 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「good・eyes」という。)が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第3条 申請者は、審査料金を「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(審査手数料の増額又は減額)

第4条 good・eyesは、技術的審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は平成24年12月4日より施行する。

制定：平成24年12月 4日  
改訂：平成26年11月 4日  
改訂：令和 3年 4月 1日  
改訂：令和 4年10月 1日  
改訂：令和 7年 4月 1日

別表 1

「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金」

【一戸建ての住宅】

(カッコ内は税抜き金額、単位：円)

延べ面積	単独申請	住宅性能評価等と併願申請 (注1)
100㎡未満	44,000 (40,000)	33,000 (30,000)
100㎡～300㎡未満	55,000 (50,000)	38,500 (35,000)
300㎡～500㎡未満	88,000 (80,000)	60,500 (55,000)
500㎡～1,000㎡未満	110,000 (100,000)	88,000 (80,000)

※一戸建ての住宅とは専用住宅のみを対象とする。

【共同住宅等】

(カッコ内は税抜き金額、単位：円)

審査条件	単独申請	住宅性能評価等と併願申請 (注1)
一戸建て併用住宅	71,500 (65,000)	—
30戸以下	110,000 (100,000) + 3,300 (3,000) × 戸数 【共用部】 + 88,000 (80,000)	66,000 (60,000) + 2,750 (2,500) × 戸数 【共用部】 + 88,000 (80,000)
100戸以下	110,000 (100,000) + 2,750 (2,500) × 戸数 【共用部】 + 110,000 (100,000)	

※非住宅用途の料金は別途見積りにより算定します。

※計画の変更に係る技術的審査料金は上記料金の半額とする。

※適合証を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1件につき5,500円(税込)とする。

注1 「性能評価等」とは、以下のいずれかの申請により性能に関する審査が省略できる場合に限り適用  
(別途good・eyesに依頼がされた場合に限る)  
設計住宅性能評価、長期優良住宅